

(仮称) 雪ノ下消防出張所新築工事設計業務委託 設計条件書

本業務は、老朽化した鎌倉消防署（鎌倉市由比ガ浜四丁目 1 番 10 号）と鎌倉消防署浄明寺出張所（鎌倉市浄明寺六丁目 2 番 7 号）を移転、統廃合させる新築工事にあたり、設計業務を委託するものです。

当該敷地は、J R 横須賀線鎌倉駅の北東約 1 km、国指定史跡である鶴岡八幡宮の東側約 200m、県道金沢鎌倉線沿いに位置しています。

消防出張所は防災活動拠点としての機能のほか、耐震性能の十分な確保、環境に配慮した長期的利用が可能な施設整備等、今日の公共施設において要求されるさまざまな要素に配慮した設計が求められます。庁舎は緊急出動がスムーズにできる動線計画とするとともに、24 時間勤務体制を踏まえた環境整備、消防力を高めるため限られたスペースでの訓練機能、市民の防災拠点とともに周辺環境に調和した安心安全のシンボルになるような計画が求められます。

また、鎌倉景観地区内にあるため、形態意匠等は歴史的風土と調和した均整の取れたものとし、周辺景観との調和に十分に配慮した設計が求められます。

なお、計画地は主に近隣商業地域（一部第一種低層住居専用地域）に位置しますが、周辺には小・中学校が立地するほか、低層住宅が立ち並ぶ閑静な住宅地でもあります。新庁舎は周辺の住宅と比較して高層の建物となることが想定されますが、日影、出動時のサイレン音及び訓練時の音が近隣へ及ぼす影響に配慮する必要があります。

これらを含め、設計にあたっては下記の点に留意するものとします。

（留意事項）

I 全般

(1) 基本事項

ア 本業務は、(仮称) 雪ノ下消防出張所新築工事の基本設計及び実施設計を行うものです。

また、別途実施予定の消防施設再編に伴う環境影響調査業務委託との整合を図り行うものとします。

なお、本業務にあたっては、遅滞なく業務が進むよう工程管理に努め、基本設計については令和 8 年（2026 年）8 月末までに完了するとともに、地質調査を実施設計の着手前までに完了することとし、実施設計については実施設計図書の作成を令和 9 年（2027 年）5 月末までに完了し、履行期間の 1 か月前を目途に、成果物一式について調査職員の確認を受けるものとします。

また、工事工程計画、施工性、図面及び積算についての整合性、法令順守などについて、十分な照査を行うものとします。

イ 今後想定される震災に備え、耐震性能の確保や防災活動拠点としての施設整備についても検討することとします。

ウ 受注者は、業務着手日より早々に電気設備及び機械設備の担当技術者を決定し、基本設計

策定の段階から協議・検討・策定等に参加することとします。

エ 本設計条件書に記載されている必要諸室名及び面積等は想定しているものであり、受注者の提案を妨げるものではありません。

オ 本設計条件書に記載されていない事項については、今後、調査職員及び施設管理者（以下「調査職員等」という。）との協議により決定するものとします。

また、協議のうえで本設計条件書と相違する事項が生じた場合には、協議による決定を優先するものとします。

(2) 基本設計

受注者は調査職員等との協議の場に2回以上、かつ、必要に応じて参加し、計画案について模型・図面等を用いて、説明・協議等を行うものとします。協議を重ねていくうえで、2つ程度の計画案を検討・作成することとします。協議の場合は、それぞれのコンセプトや特徴、メリット及びデメリット等を説明し、意見等に応答し、計画案をまとめ上げて行くものとします。

(3) 建設工期

建設工期は15ヶ月程度を見込んでいます。建設工期の短縮を検討し、計画の建設工期で完工可能な設計とするものとし、特殊な工法や納期のかかる材料の採用や特殊な条件での見積徴収等については、建設工期が増大しないよう配慮が必要です。

(4) その他

設計の内容について、住民説明会等を行います。受注者は必要に応じて資料等の作成するものとします。

II 関係法令等

(1) 埋蔵文化財包蔵地

文化財保護法に基づき、発注者が行う埋蔵文化財の試掘確認調査及び発掘調査結果並びに近隣の発掘調査結果を踏まえ、市文化財課と協議を行ったうえで、支障のない掘削範囲で、基礎形状、配管及び外構の設計を行うものとします。

(2) バリアフリー

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称：バリアフリー法）に適合するように設計を行い、必要な協議及び手続き資料の作成を行うものとします。また、来庁者エリアは誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインを取り入れた施設計画とします。

(3) 景観地区・景観計画区域

景観法及び鎌倉市都市景観条例に基づき、建築物の形態意匠等の制限に適合する設計を行い、必要な協議及び手続き資料の作成を行うものとします。

また、景観アドバイザー協議について、複数回の実施を予定しています。外観（形状、色彩、素材）に係る設計主旨等、必要な資料の作成を行うとともに、必要に応じて協議に参加するものとします。

(4) 木材の利用の促進

当該施設の主たる構造は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律等の関係法令等を遵守し木造を優先するものの、工期・工費等の状況も検討し、最適な構造計画（混構造含む）を提案するものとします。構造方法についての検討内容を基本設計に明示するものとします。また構造計画とは別に、内装等の木質化を積極的に検討してください。

(5) 省エネルギー

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、省エネ基準に適合する設計を行い、必要な協議及び手続き資料の作成を行うものとします。

(6) グリーン購入

「鎌倉市グリーン購入調達方針」に基づき環境に配慮した公共工事の推進に配慮するものとします。

(7) 鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例に基づき、開発事業及び公共公益施設の整備の基準等に適合する設計を行い、必要な協議に係る資料の作成を行うものとします。

(8) 土壌汚染対策法・土砂検定基準等

建設発生土の処分等の設計について、土壌簡易検査に係る特記仕様書（契約検査課 HP 参照）に基づき、現地土壌の PH 値の事前調査を行い、調査結果について報告資料を作成した上で、その基準・調査結果に従って、設計等を行うものとします。

(9) その他

計画を進めていくなかで、必要となった手続き等について協議、資料・申請書の作成等を行うものとします。

Ⅲ 施設計画

(1) 利用時間

24 時間勤務体制

(2) 職員数

ア 総員： 52 人程度（2 交代制）

イ 宿直人員： 16 人程度

(3) 来訪者

ア 窓口

5 組程度（届出、相談）

イ 多目的室利用（講習会等）

50 人程度

(4) 配置計画

当該敷地は県道（北側）に接道しており、道路から 3 m の空間を確保することとします。

また、敷地東側は車両通行が可能な 3 m 程度の通路を設けるものとします。また、敷地西側は 2 m 程度の通路を設けるものとします。

(5) 所要室

所要室の条件等については、別表 1 に依ります。

IV 環境配慮等

(1) 環境配慮に係る検討

複層ガラス・断熱材の使用や、自然通風・自然換気について検討するものとします。また、環境配慮のため、太陽光発電、太陽熱利用、雨水再利用等の検討を行うものとします。これらの検討を基本設計に明示し、原則として効果的な対策を少なくとも一つ、実施設計に盛り込むものとします。

建物環境総合性能評価システム(CASBEE)について、CASBEE 建築評価員の自主評価による BEE 値（建築物の環境効率）が 1.0 以上となる設計を行うものとします。

なお、建築物温暖化対策計画書制度（CASBEE かながわ）の特定建築物には該当せず、任意の提出は予定していません。

また、「ZEB-Ready」の検討を行うものとします。

(2) ライフサイクルコスト

材料、機器等の選定にあたっては、ライフサイクルコストについて配慮し、メンテナンス性が良く、維持費の負担が少ない計画を検討するものとします。

(3) 建物の長寿命化

建物の長寿命化、耐久性に配慮してください。金物、機器等は耐塩害性に注意するものとします。

V 構造計画

(1) 基礎の検討

配置計画・基礎構造計画については、地質調査結果に基づき設計するものとします。

(2) 耐久設計基準強度

F_d は長期とします。

(3) 地震時の検討（地震力には重要度係数を乗じるものとします。）

$Z=1.0$ とします。重要度係数 $=1.5$ とします。

(4) 風圧力時の検討

$Z_b = 5 \text{ m}$ 、 $Z_g = 450 \text{ m}$ 、 $\alpha = 0.20$ 、 $V_o = 34 \text{ m/s}$ とします。

(5) 積雪時の検討

$d = 0.33 \text{ m}$ とします。

VI 設備計画

(1) 電力

東京電力（株）から新規に受電し、地中管路にて引き込むことを原則とします。

(2) 電話

東日本電信電話（株）から新規に引き込み、地中管路にて敷設するものとします。

(3) テレビ・インターネット

将来利用に備えた設計とすることを原則とします。

(4) 機械警備

休日や夜間等の機械警備（別途発注）に備えた設計とすることを原則とします。

(5) 防犯設備

緊急時の呼び出し、外部へ異常事態表示等の防犯設備を設けるものとします。

(6) コンセント・アース

各室に十分なコンセント等を設置するものとします。キッチンには使用する電化製品等のためのコンセント及びアースを設けるものとします。

(7) 消防情報指令システム

調査職員、消防情報指令システム関係者と協議し、消防情報指令システムに対応した設計を行うものとします。

(8) 空調方式

維持管理が容易で施設の運営を考慮した設備（冷暖房、加湿、換気）とするものとします。

(9) 給水

県道より新規に引き込み、建物への給水を行うことを原則とします。

(10) 汚水・雑排水

敷地内に最終汚水桝を新設し、前面道路内の公共下水道に適切な勾配で接続するまでを設計するものとします。

雨水とは分流で設計するものとします。

(11) ガス

県道より新規に引き込み、建物への供給を行うこととします。

VII 外構

(1) 外構

車庫前等の舗装は、重量車の車庫入れや切り返しに耐えられるものとします。

敷地内に滞水することのないよう舗装や土間の計画を行うこととします。

(2) 工作物等

工作物等の条件等については、別表3によります。

(3) 電気設備

インターホン・防水コンセント（鍵付き）・外部照明、デジタルサイネージ等を設置するも

のとします。

(4) 植栽

植栽計画あたっては、将来にわたり管理が容易な種類を選定するものとします。

(5) 雨水排水

市下水道河川課と協議のうえ、敷地内に最終雨水枡を新設し、前面道路内の公共下水道（雨水ます）に接続するまでを設計するものとします。

なお、車庫前の枡等の構造は重量車の走行を十分に考慮します。

VIII その他

(1) 家具・什器・サイン等の設計

家具・什器・サイン等の設計を含み、執務室はフレキシブルレイアウトを検討するものとします。また、別途行われる新規納入の備品及び既存施設からの移設による備品設置のレイアウトを検討するものとします。

なお、サインについては、鎌倉市公共サインガイドラインに則るものとし、点字も含めてわかりやすい計画とするものとします。

(2) 敷地データ

提供する測量調査結果及び受注者が実施する地質調査の結果を計画に反映するものとします。

また、その他計画上必要なデータ（工作物の位置や舗装の種類及び範囲、敷地の高低差、道路の中心との高低差等）は、受注者によって調査し、図面化するものとします。

(3) 成果物等の提出時期

ア 基本設計における計画案は令和8年（2026年）3月末頃までに、最終案は令和8年（2026年）8月末頃までに提出するものとします。

イ 実施設計における実施設計図書は令和9年（2027年）5月末頃までに提出するものとします。

ウ 成果物一式は令和9年（2027年）7月末頃までに提出するものとします。

別表 1 所要室

分類	諸室名	必要面積	具体的な機能・設置条件等
消防機能	消防車庫	250 m ² 程度	・ 災害活動で重要な消防車両（別表 2）をはじめ、各種装備品や資機材を保管する機能を有するものであり、次の条件を満たすものとする。 なお、本施設では騒音対策のため、屋内訓練施設としても利用する。（訓練時は車両を敷地奥側に移動する） - ア 出動時に前後の車両を入れ替える事態を避けるため、別表 2 の①から⑤の車両を横 1 列に配置する（8 m 以上及び 10 m 以上のスパンを確保）。 - イ 車両の前後左右に有効スペースを確保するとともに、消防車両と内壁面間には有効幅 2 m 程度の出動動線を確保する。 - ウ 災害出動を安全かつ容易にできるよう前面道路と車庫との間に空地スペース（3 m 以上）を設ける。 - エ 車庫の高さは、梁下で 4.2 m 以上確保する。 - オ 車庫出入口にはスムーズな開閉スピードで静粛性が高く、出動に際して容易に開放できる大型折れ戸又はシャッターを設ける。 - カ 車庫内は可能な限り独立柱がでない空間とする。 - キ 排気ガスを容易かつ効率的に排気できる構造とし、又は装置を設置する。
	出動準備室	40 m ² 程度	・ 出動時に防火衣等を着装する室であり、次の条件を満たすものとする。 - ア 消防車庫から直接出入りできる位置に配置する。 - イ 防火衣や個人装備等を格納する専用ロッカーを総員分設置する。
	救急消毒室 ・ 救急倉庫	15 m ² 程度	・ 救急活動における搬送者等からの感染防止を図るための機能を有し、併せて、救急隊帰所後、最短距離でストレッチャー等を洗浄できるよう配置するものとし、次の条件を満たすものとする。 なお、内部に設ける資器材等は、使用順序等を考慮し、適正に配置する。また、救急資機材の管理収納室として使用する。 - ア 入口ドアの開閉は、直接手で触れなくても容易に開閉できる仕組み（例：肘や足を使う、自動ドア等）とすることなど、作業性に配慮した構造とする。 - イ 二槽式流し台を設置する。 なお、一層は深型で、手洗い及び血液や汚物等で汚れた資器材を洗浄できるものとし、他の一層は、消毒剤を浸し、消毒できる仕様とする。 - ウ 下部には感染性廃棄物を収納できる専用の容器を備え付ける。 - エ 洗浄した資器材を滅菌するための前作業を行うため、作業台を設ける。 - オ 血液、汚物等により汚染された救急服等を洗浄する洗濯機、乾燥機を 2 段積みで設置する。 - カ ストレッチャーを洗浄するスペースを設け、ホースリールにより延長可能なシャワー機能を設置する。 - キ ストレッチャー洗浄部分に排水口を設置する。
	装備品格納庫	50 m ² 程度	・ 車両装備品・救助資機材・防災指導用具を保管する消防用と救急資器材を保管する救急用に分けて格納できる機能を有するものとし、次の条件を満たすものとする。 - ア 消防用装備品格納庫 ① 車庫内に面して設置する。 ② 物品保管用に強固な構造の棚を設ける。

		③ 消防ホース、各種ポンペ等は、倒落防止のための措置を講ずることとする。 ④ 格納庫内に高圧空気ボンベ充填場所を設ける。 イ 救急用装備品格納庫 ① 救急消毒室に隣接して設置する。 ② 天井を張り換気設備を設ける等衛生面に配慮した構造とする。 ③ 薬品、包帯その他救命処置用器具が倒落やこれによる漏れが生じることなく保管できるように配慮する。
少量危険物庫	10 m ² 程度	・ 車両の潤滑材、整備用油脂、消防資機材等の燃料を保管する。
空気充填室	10 m ² 程度	・ 災害出動及び訓練で使用した空気呼吸器の空気ボンベを充填するための高圧ガス充てん施設。
消防用ホース乾燥機	10 m ² 程度	・ 一回に 20 本程度の乾燥が可能となるホース乾燥機を設置するとともに、職員が災害出動、訓練等により汚れた防火衣や個人装備、資機材等を乾燥させるための機能を有し、次の条件を満たすものとする。 ア 車庫内に設置する。 イ ガス式乾燥機用ガスコック、排気筒及び単相 100V コンセントを設置する。 ウ 近接してホース洗い場を設ける エ 防火衣洗濯用の業務用洗濯機を 1 台配置する ※ 消防用ホース乾燥機の不具合時に備え、次の条件を満たすホースタワーを別に設ける。 ① 車庫に近接して設置するものとし、近隣商業地域内に配置する。 ② ワイヤーを用いたハンガー式を原則とし、一回の使用で 20 本程度のホースを吊すことができるものとする。 ③ 運転時の騒音が極力発生しにくい構造（モーターによる駆動等）とする。 ④ 長期間の使用に耐える部材等を採用する。 ⑤ 保守点検が容易かつ安全に実施できるものとする。 ⑥ 近接してホース洗い場を設ける。
防災備蓄倉庫	15 m ² 程度	・ 非常災害時に対応するための緊急消防援助隊用資機材等を保管する機能を有し、次の条件を満たすものとする。 ア 地上階に設置できない場合は、エレベーター及び階段に近い位置に配置する。 イ 各壁面に棚を設置する。棚には飲料水や缶詰等の重量物を保管するため強度を十分とる。 ウ 換気設備等を設ける。
トレーニング室	40 m ² 程度	・ 雨天、夜間等の消防訓練及び職員の体力錬成に必要なトレーニングを行う室であり、次の条件を満たすものとする。 ア 訓練等をするうえで容易に破損しない内部構造とし、弾力性かつ安全性が充足されているものとする（人体に触れるところには突起物を出さない。）。 イ 照明器具はエネルギー効率が良く、管理上容易に交換できるものを採用する。 ウ 床は訓練等時の振動に配慮したもの、壁は有孔版、天井は木毛セメント板等とするなど、訓練等から発生する騒音（防音）を考慮した仕上げとする。
事務機能	執務室 100 m ² 程度	・ 職員の執務室及び来庁者窓口であり、一般事務室機能のほか、会議室的機能や災害出動に配慮した機能を有するものとし、次の条件を満たすものとする。 ア 外部からの騒音が激しい場所では、二重サッシ等音を遮断できる

			構造とする。 イ 市民等からの相談や各種届出等処理するために必要なカウンターや打ち合わせスペース（モニター付き）を設置する。 エ O Aフロア・フレキシブルレイアウトとし、集中個別ブースの設置も検討する。 カ 消防情報指令システム関連機器及び無線機等を設置するスペースを設ける。 キ 執務室内に、区画された給湯室を設ける。
	多目的会議室	100 m ² 程度	・ 各種会議、救急訓練等が実施できる広さと機能を有し、次の条件を満たすものとする。 ア 来庁者の利用もあることから、エレベーターからの経路に配慮した配置とする。 イ 白板、スクリーン、音響装置等を配置する。 ウ 長机、椅子等の収納庫を設ける。 エ キャビネット等、書類等を保管できる棚を設ける。 オ 床は絨毯敷きとし、非直員の招集があった場合、待機、休憩、仮眠等が行える十分な空間を確保する。
	書庫・備品庫等	40 m ² 程度	・ 単独もしくは各諸室の付属室として設置し、書庫及び棚等を設置する。
生活機能	休憩室・厨房	100 m ² 程度	・ 職員 20 名程度の休憩室であり、食堂の機能も兼ね備えたものとし、次の条件を満たすものとする。 ア 家庭的な雰囲気がもてる内装類で仕上げ、フェイクグリーンの配置や明るめの什器を取り入れる。 イ 床・壁等の汚れを容易に落とすことができる仕上げとする。 ウ 床は、耐久性及び耐水性が高い仕上げとするとともに、木目調を基調とする。 エ 休憩室内に手洗い専用栓を設置する。 オ 厨房付近に食材庫を設置する。
	男性用仮眠室	200 m ² 程度	・ 男性救急及び消防隊員のための仮眠スペースとしての機能を有し、26 室（1 担当分）以上を整備するものとし、次の条件を満たすものとする。 ア 原則、個室タイプとする。 イ 原則、各室にはベッド、更衣ロッカー（2 人分）、靴箱等（2 人分）を配置する。 ※各室に更衣ロッカー、靴箱等が設置できない場合は、別途更衣室を設け 52 人分のロッカー等を設置する。 ウ 壁及び建具は、外部からの騒音防止及び夜間採光を遮断できるものを採用し、窓には網戸を設置する。 エ 車庫に達する動線は、安全かつ短時間で到達することができるものとする。 オ 扉は、開閉時に音がしないものを採用する。 カ 照明は個室ごとに単独で点消灯可能とする。
	女性用仮眠室（浴室・洗濯室等を含む）	40 m ² 程度	・ 女性救急及び消防隊員のための仮眠スペースとしての機能を有し、2 室（4 人利用）以上を整備するものとし、次の条件を満たすものとする。 ア 原則、個室タイプとする。 イ 原則、各室にはベッド、更衣ロッカー（2 人分）、靴箱等（2 人分）を配置する。 ウ 壁及び建具は、外部からの騒音防止及び夜間採光を遮断できるものを採用し、窓には網戸を設置する。 エ 車庫に達する動線は、安全かつ短時間で到達することができるものとする。

		のとする。 オ 扉は、開閉時に音がしないものを採用する。 カ 照明は個室ごとに単独で点消灯可能とする。 キ 浴室、洗濯機・乾燥機置場（各 1 台）、洗面所、トイレを併設する。（女性用施設を集約して整備する。）
	男性用シャワールーム （脱衣室、洗面室を含む）	40 m²程度 ・ 職員が汚れた体を清潔に保つための機能を有し、次の条件を満たすものとする。 - ア シャワールーム（4 箇所程度）を設置することとし、可能な場合は浴槽を設置する。 - イ 湿気等により腐食が発生しない材料や、耐久性がありかつ衛生的なものを使用する。 - ウ 換気が十分にとれるよう対処する。 - エ 床は防水仕様とする。 - オ 洗面所には温水栓を設置する。
	洗濯・乾燥室	10 m²程度 ・ 職員が災害出動、訓練等により汚れた衣服等を洗浄するための機能を有し、次の条件を満たすものとする。 - ア 洗濯機パン・乾燥機台を設置するものとし、各 3 台の配置スペースを確保する。 - イ 洗濯室は、脱衣室と併用できるものとする。
	リネン庫	20 m²程度 ・ 職員（52 人分）の寝具収納スペースとしての機能を有する。
	喫煙室	4 m²程度 ・ 仮眠室のある階に設置する。
共用部	トイレ （来庁者も利用）	・ 各階に設置し、次の条件を満たすものとする。 - ア 1 階 多目的トイレ 1 か所（一般利用もできるように外部から使用できるものとする）を設置し、床を防水施工する。 - イ 最上階 来庁者も利用可能な多目的トイレ 1 か所、男女トイレ（来庁者エリアに設置し、職員も利用する。）を配置する。 - ウ 清掃が容易にできる内装仕上げとする。 - エ 洋式トイレについては温水洗浄便座とする。
	エレベーター	・ 来庁舎の主動線として設置する - ア 11 人乗り、バリアフリー対応とする。 - イ 職員専用階については、来庁者がアクセスできないようにする。 - ウ エレベーターに来庁者がアクセスしやすいよう案内板を設ける。
	階段	・ 平常時は職員専用とする ・ 屋内階段については、来庁者のある階は常閉の防火戸とし、その他の階は随時閉鎖式の防火戸とする。 ・ 屋外階段については、靴音などの防音に配慮した仕上げとする。
設備	電気室・機械室	適宜 ・ 必要に応じて庁舎内に空調機械、自家用発電機設備等を設置する機械室を設ける。 - ア 省エネルギータイプでメンテナンスの容易な設備とする。 - イ 自家用発電機設備は、50kVA 程度とし、連続運転可能時間は、大地震等の後に電源の復旧に要する時間とし、その想定が困難な場合は 72 時間程度とする。（燃料補給も加えて 1 週間程度の連続運転が可能な自家発電設備とする。） - ウ 浸水等の危険がある場所への設置は避け、建物内での設置が困難な場合は屋上設置も可とする。
	屋上	・ 太陽光発電が設置可能な場合、商用電源停電時に自立運転が可能なものとする。 ・ 各機器は建物の最高高さ（15m）を超えないように設置する。
	防火水槽	・ 貯留量 40 m³以上とする。

- (共通)
- ・扉の鍵について、正面玄関を含めた外部扉は、統一する。
 - ・庁舎内で使用するドアは開閉時の事故を避けるため、原則としてスライドドアを採用する。
 - ・居室や廊下等の防音、音の聴こえに配慮した仕上げ材を採用する。
 - ・公害対策（特に騒音）については、近隣関係を重視し、低騒音機器の採用や防音措置等を必要に応じ講ずる。
 - ・水回りの床には必要に応じて排水口を設ける。

別表 2 配置予定消防車両（車庫内駐車）

車両 No	配置車種	大きさ（長さ・幅・高さ）	備考
①	消防車 1	585 cm・194 cm・285 cm	ポンプ車
②	消防車 2	735 cm・230 cm・318 cm	
③	救急車 1	564 cm・189 cm・249 cm	
④	救急車 2	565 cm・189 cm・249 cm	
⑤	牽引車	481 cm・179 cm・207 cm	⑤⑥は縦列駐車
⑥	トレーラー	490 cm・169 cm・90 cm	水上バイク積載
⑦	災害用多目的車	339 cm・147 cm・186 cm	

別表 3 外構工作物等

工作物等	内容
バイク・自転車置場	・職員用 15 台（敷地裏側に空間のみ確保） ・来客用は可能な範囲で設置とする。
来客用駐車場	・可能な場合は、車いす利用者用 1 台分を設置する。
ゴミ収集庫	・ゴミ回収が容易な配置計画とする。
屋外水栓	・複数設置する。
屋外消火栓	・管径 150 φ 以上とする。
放水壁	・水の飛び散りを抑える構造とし、近隣に配慮した配置計画とする。
防音フェンス	・敷地周囲の囲障は防音に配慮したものとする。